平成２２年（フ）第２６１号
三重県津市柳山津興307番地５　コーポまこと105
債務者　日置　里美
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１０４号
三重県名張市美旗町中２番116番地、前住所三重県名張市新田1280番地63
債務者　橘高　博司
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１８７号
滋賀県東近江市佐生町29番地３
債務者　髙嶺　三男
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１０７０号
神戸市北区有野台２丁目９番　有野台公社賃貸住宅８―407号
債務者　新村　範行
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１５５号
神戸市須磨区関守町２丁目２番16号　六麗館101、従前の住所神戸市須磨区一ノ谷町２丁目１番20号
債務者　松下まゆみ
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１８２号
神戸市須磨区白川台２丁目37番地の３　県住10―448号
債務者　近澤勢津子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１８８号
神戸市中央区割塚通４丁目２番10号メゾン王子902号、従前の住所神戸市中央区下山手通３丁目15番２号元町アソシア601号
債務者　齊藤　佳孝
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１９４号
神戸市長田区房王寺町４丁目２番12―502号
債務者　吉田　里美
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２１０号
神戸市兵庫区大開通５丁目１番34号、従前の住所神戸市須磨区妙法寺字寺ノ界地96番地
債務者　柳　　憲一
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２３９号
神戸市北区藤原台北町５丁目３番６―604号
債務者　小北　信明
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２４０号
神戸市北区藤原台北町５丁目３番６―604号
債務者　小北千賀子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３９７号
兵庫県伊丹市昆陽池１丁目105番地　松風園、前住所兵庫県伊丹市野間７丁目７番８―102号
債務者　元田　昌子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４１５号
兵庫県伊丹市船原２丁目２番９―202号、前住所兵庫県伊丹市伊丹８丁目３番19号
債務者　坂口　清一
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１００号
兵庫県豊岡市下陰653番地
債務者　小川　恵介
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
兵庫県豊岡市中郷713番地の７
債務者　上坂　良一
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第７号
山口県萩市大井542番地２
債務者　山本　裕子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第８号
山口県萩市大字椿東2609番地
債務者　早川加世子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
山口地方裁判所萩支部

第明治三二十種郵便物認可
発行所　独立行政法人国立印刷局　〒一〇四―八五四五　東京都中央区八重洲二丁目四番一号　電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部二七二円（本体二六〇円）　（配送料別）